

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和元年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置届) 第8条 略 2・3 略	(設置届) 第8条 略 2・3 略

4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号の規定による届出

(4) 略

5 略

4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の規定による届出

(4) 略

5 略

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。